

議案第87号

幕別町職員定数条例の一部を改正する条例

幕別町職員定数条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町長の事務部局の職員 212人
- (2) 議会の事務部局の職員 5人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人
- (4) 教育委員会の事務部局の職員 29人
- (5) 監査委員の事務部局の職員 1人
- (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人

2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。

- (1) 兼務者
- (2) 休職者
- (3) 長期の欠勤で6月以上勤務に従事できない見込みの者
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

3 前項第2号から第4号までに掲げる職員が復職することにより、第1項の定数を超えるに至ったときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。